

「休泊川流域水害対策計画(素案)」に関する意見募集について

休泊川流域において、流域のあらゆる関係者の協働による総合的な浸水被害対策の推進に向けた「休泊川流域水害対策計画(素案)」について、地域の皆様からのご意見を反映させるため、パブリックコメント(県民意見募集)を開始します。

1. 休泊川流域水害対策計画とは

令和元年東日本台風で大規模な浸水被害が発生したことから、令和5年12月に、県内初となる特定都市河川及び特定都市河川流域に指定した休泊川、新谷田川及び新谷田川流域において、浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、特定都市河川浸水被害対策法に基づき河川管理者、流域の市町、下水道管理者等が共同して定める計画です。

2. 県民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和7年2月3日(月)～令和7年3月5日(水)(必着。ただし、郵送の場合は当日消印有効)

(2) 意見提出対象者

県内に在住、在勤又は在学する個人、県内に事務所又は事業所を有する法人や団体、及び県行政と関係を有する個人・法人や団体

(3) 提出方法

意見提出様式に記入の上、郵便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法により提出

(4) 資料閲覧・配布場所

・県庁県土整備部河川課(20階北側)、県庁県民センター(2階北側)、

各行政県税事務所、太田・館林の各土木事務所、

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所(2階閲覧コーナー)

太田市都市政策部道路整備課、千代田町建設下水道課、大泉町都市建設部土木管理課

いずれも、8:30～17:15(閉庁日除く)

・インターネットを利用し、群馬県ホームページ(県民意見提出制度のページ)から資料の閲覧やダウンロードが可能

【県HP:<https://www.pref.gunma.jp/page/16405.html>】

(5) 結果の公表予定日

令和7年3月頃